

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急要請

令和3年1月

北海道
札幌市

北海道においては、昨年11月以降、新規感染者が増加したため、同月7日から集中対策を実施し、感染状況に応じて、飲食店の営業時間短縮や接待を伴う飲食店の休業要請のほか、道民に対し感染が拡大している地域への不要不急の往来自粛や感染リスクを回避する行動の徹底を要請するなど、多くの道民・事業者にご協力をいただきながら、他の地域よりも長期間に渡り感染拡大防止に取り組み、11月下旬をピークに感染者数は減少傾向にありましたが、1月に入り感染拡大の兆しが見えるなど、今なお収束が見通せない状況となっております。

国におきましては、感染が急激に拡大している地域に対して、今般、緊急事態宣言を発出したところと承知しておりますが、北海道におきましても、感染拡大防止に道民一丸となって取り組んでおりますので、国におかれましては、経済的影響が長期化している道内の事業者や被用者に対する支援の充実・強化を図るとともに、地域の取組について、緊急事態宣言の対象地域と同様のご支援をいただくなど、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年1月14日

北海道知事 鈴木 直道
札幌市長 秋元 克広

1 緊急事態宣言の基準について

首都圏以外でも感染が拡大する中、緊急事態宣言発出の基準をあらかじめ明確に示すこと。また、事業者・国民が一体となって短期的・集中的に対策に取り組んでいくために、緊急事態宣言の解除基準についても明確に示すこと。

2 事業継続や雇用維持への支援等

現下の感染再拡大や道外の緊急事態宣言の発出により、需要喚起策の一時停止の長期化を余儀なくされ、需要減少に直面するなど、事業者を取り巻く経営環境は、昨年5月の緊急事態宣言並みに近づきつつあることや、長期間に渡り大変厳しい経営状況にあることなどから、売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給など新たな支援措置を含め、事業継続や雇用維持への支援を行うこと。

- (1) 今般の緊急事態宣言に伴う「売上の減少した中小事業者に対する一時金の給付」など新たな支援措置については、緊急事態宣言地域にならないよう営業時間短縮や休業要請などに独自に取り組んでいる道県が不利にならないよう、発出の有無に関わらず、同様の措置を講ずること。
- (2) 持続化給付金や家賃支援給付金と同様の趣旨の支援制度を設けるとともに、その際には経営の実態に則した見直し（事業者単位から店舗ごとの給付等）をすること。また、雇用調整助成金の特例措置等は、その実施期間の延長など柔軟に対応すること。
- (3) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の融資実行期間の延長や限度額を拡充するとともに、資本性劣後ローンの条件緩和や、民間金融機関の取組を促進する信用保証制度を創設すること。
- (4) 本道は全国に先駆け感染が拡大したことから、各種支援策において、売上の減収を要件とする場合には、前年同月比だけではなく、コロナの影響のない前々年同月比を基準とするなど、要件に配慮すること。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

緊急事態宣言対象以外の地域においても、長期に渡って地域の経済活動を抑制しながら感染拡大防止に取り組んでいる状況を十分勘案するとともに、「協力要請推進枠」の20%の地方負担や交付に要する事務費にも充当可能な通常分の確実な交付を行うこと。

また、地方自治体において、地域の実情に応じた休業や営業時間短縮要請を躊躇無く行うことができるよう、国として十分な臨時交付金の配分を行うなど全面的な財政措置を行うこと。

さらに、第3次補正分の臨時交付金の配分に当たっては、地方自治体の財政力に配慮するとともに、地方自治体において、令和2年度補正予算はもとより、令和3年度当初予算と一体的に編成することができるよう、制度内容や交付限度額を早期に示すこと。